

## 滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）の策定について

### 1 計画の概要

- (1)「真珠の振興に関する法律」（平成28年法律第74号）に基づく県計画であり、国の基本方針に即して、県内真珠産業の振興を目的に定めるもの。
- (2)平成30年3月に第1期計画、令和3年3月に第2期計画を策定し、真珠振興にかかる試験研究などに取り組んできたところ、第2期計画期間の満了を迎えることから、第3期計画を策定するもの。

### 2 策定の考え方

- (1)第3期計画においては、現計画で示した事項を引き継ぎつつ、養殖業者・加工業者・販売者等との意見交換を通して把握した課題や水産試験場等の研究成果、目指すべき本県の真珠産業の姿を念頭に策定する。
- (2)第3期計画期間は、上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」や、真珠産業に密接に関連する「滋賀県内水面漁業振興計画」に合わせ、令和8年度～令和12年度とする。

### 3 県民政策コメントの結果

- (1)令和7年12月18日から令和8年1月19日にかけて、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）（原案）」についての意見の募集を行った。
- (2)1者（個人）から1件の意見が寄せられた。

No.	行	意見・情報	意見・情報に関する県の考え方
1	129 (P5)	需要拡大に向けて、PRや理解の促進を掲げている点が評価できます。琵琶湖産淡水真珠の魅力が県内外に広く伝わるよう、関係者と連携した取組が進むことを望みます。	頂いた御意見を参考に取り組んでまいります。

### 4 策定スケジュール

令和7年10月	計画素案を説明
12月～令和8年1月	意見募集（パブコメ）実施
3月	計画案作成
3月末	計画策定・公表